

商店街スタンドアップ支援事業 募集要領

経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

TEL : 022-211-2746

MAIL : syokokins@pref.miyagi.lg.jp

商店街スタンドアップ支援事業概要

背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などにより、商店街の集客が大幅に落ち込んでおり、個店の売上も大幅に減少している。
- 感染症流行収束後に、国において期間限定の大規模な消費喚起キャンペーンを実施するものの、本来の売上回復のためにはキャンペーン前後も含めた継続的な取組が必要である。
- このため、商店街等が実施する**新型コロナウイルス感染症収束前後の集客に繋がる取組**や、**今後の感染症対策に向けた取組**を支援することにより、商店街等の集客増加を図り、個店の売上回復に繋げるもの。

事業スキーム

- 補助事業者
商店街振興組合、事業協同組合、商工会・商工会議所、任意の商店街組織、飲食業組合等各種団体、まちづくり会社 等
- 対象経費
商店街等の集客回復や感染症対策などの事業に要する経費
※4月7日以降に実施した事業経費については適及適用も可能
- 補助率等
【ソフト事業】 3/4 上限1,000千円、下限300千円
【ハード事業】 3/4 上限3,000千円、下限750千円
※1 限度額は1商店街あたりの金額（複数の商店街が連携して実施することも可能）
※2 市町村による事業者負担分への独自補助も可能

実施イメージ

商店街等による
地域単位での取組

- ・にぎわいの創出
- ・個店の売上回復
- ・商業機能の維持発展

【主な事業例】



目的・補助対象区域

■ 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が減少している中小小売・サービス事業者等が、商店街等面的な範囲での取組を通じて売上回復を図ることを目的としています。

■ 補助対象区域

本事業の対象となる商店街等の区域は次のとおりです。

『店舗の多くが県内中小企業者であり、
新型コロナウイルス感染症の影響により店舗の売上が減少している次の区域』

- ① 商店街 ② 共同店舗・テナントビル ③ 温泉街 ④ 飲食店街
⑤ 問屋街 ⑥ 市場 ⑦ その他知事が適当と認める区域

▼ 問屋街、市場については、不特定多数の一般消費者を対象として事業を行っていることが必要です。

補助対象者

- (1) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- (3) 商工会議所、商工会、商工会連合会
- (4) 任意の商店街組織、その他複数の小売業・サービス業・飲食業者で構成される団体
- (5) 複数の商店街組織等で構成される連合体
- (6) NPO法人
- (7) まちづくりを目的として設立された団体（まちづくり会社、まちづくり協議会等）

▼ 法人化されていない任意団体にあつては、規約等により代表者の定めがある団体に限りませう。

▼ ハード事業の実施は、法人化された団体に限りませう。

補助対象事業

補助対象区域内の店舗の売上増加を図るために行う**集客促進事業**や**新型コロナウイルス感染症等対策事業**（ソフト事業・ハード事業）

【ソフト事業例】

マップ・クーポン券・前売り商品券等の作成，デリバリーシステムの構築，集客イベントの実施，感染症対策の勉強会 等

【ハード事業例】

フリーWi-Fi環境の整備，空き店舗を活用した共同販売施設の整備 等

▼ ハード事業の実施に当たっては，ソフト事業の実施が必須です。

▼ ハード事業の実施は，法人化された団体に限ります。

▼ 売上への影響を確認するため，売上高の増減を測定し，新型コロナウイルス流行前，事業実施前の実測値を基準に，事業実施後の目標値を設定してください。

▼ 売上高の把握方法については，商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の1か月間の売上高総計としてください。また，実績報告時にも同様の手法で測定してください。

すでに実施済（実施中）の事業であっても，4月7日以降に実施した事業であれば補助対象となります。

補助対象経費①

区分	対象経費	経費の内容
ソフト事業	① 謝金	外部専門家，講師等への謝金
	② 旅費	外部専門家，講師等への旅費
	③ 賃金	事業運営のために雇用するアルバイト等への賃金 ※関係者(補助事業者の構成員，従業員，家族等)に支給するものは対象外
	④ 消耗品費	事務用品，材料，ソフトウェア等の購入費用
	⑤ 光熱水費	共同販売店舗等の光熱水費 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
	⑥ 燃料費	共同配送車両等のガソリン代 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
	⑦ 印刷製本費	パンフレット，チラシ等の印刷費用
	⑧ 通信運搬費	電話，インターネット通信，郵便，運送等の費用 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
	⑨ 広告料	広報誌等への掲載費用
	⑩ 委託料	補助事業者において実施困難な業務を外注する費用
	⑪ 使用料及び賃借料	店舗賃借料，会場使用料，事務機器リース料，ソフトウェア利用料等
	⑫	その他事業を実施する上で必要と認められる経費

補助対象経費②

区分	対象経費	経費の内容
ハード事業	① 施設取得費	店舗、共同施設等の取得費用 ※土地の取得・造成費用を除く
	② 工事請負費	店舗、共同施設等の建築・改装費用、既存施設撤去費用
	③ 車両・備品購入費	車両、機器等の購入費用
	④ 修繕費	車両、機器等の修理・補修費用

▼ 以下の経費は補助対象外となります

- ① 4月7日以前に発注、購入、契約等を行ったもの
- ② 補助対象経費に係る消費税等
- ③ 景品、謝礼に係る経費（景品、御礼、商品券等）
- ④ プレミアム商品券等のプレミアム分に係る経費
- ⑤ イベント会場等における売出し品に係る経費
- ⑥ 支払利息、遅延損害金、振込手数料（振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）

補助率・補助限度額等

■ 補助率 3/4以内

■ 補助限度額（1商店街等区域あたり）

ソフト事業 上限1,000千円 下限300千円
ハード事業 上限3,000千円 下限750千円

▼ 商店街組織等の連合体やまちづくり会社、商工会等が、複数の商店街等区域を対象に事業を実施する場合は、「限度額×区域数」が補助限度額となります。

■ 事業実施期間

原則として令和3年2月28日までには事業を完了させてください。

【1次締切で応募した場合のスケジュール】



応募方法①

■ 応募期限

1次締切：6月30日（火） 2次締切：7月31日（金）
3次締切：8月31日（月） 最終締切：10月9日（金）

▼途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。

■ 提出書類

- ① 補助金要望書（要望書，別紙1，別紙2，別紙3）
- ② 添付資料

▼添付資料は次のとおりとします。

- ① 事業者の概要及び活動内容がわかる資料（定款，構成員名簿，事業報告書等）
- ② 事業の対象となる商店街等の区域がわかる資料（地図等）
- ③ 業務委託やハード事業を予定している場合の積算根拠（見積書等）

■ 採択について

提出書類をもとにヒアリングを実施し，内容を審査のうえ採択事業者を決定します。ヒアリングの日程については別途お知らせします。

応募方法②

■ 提出先

提出書類を電子メールで下記あてお送り願います。

送付先	連絡先	管轄地区
大河原地方振興事務所 地方振興部 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	oksinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 0224-53-3199】	白石市，角田市，刈田郡，柴田郡，伊具郡
経済工商観光部 工商金融課 商業振興班 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1	syokokins@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 022-211-2746】	仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亶理郡，宮城郡，黒川郡
北部地方振興事務所 地方振興部 〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1-1	nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 0229-91-0744】	大崎市，加美郡，遠田郡
北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部 〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 0228-22-2195】	栗原市
東部地方振興事務所 地方振興部 〒986-0861 石巻市あゆみ野5丁目7番地	et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 0225-95-1414】	石巻市，東松島市，女川町
東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 0220-22-6112】	登米市
気仙沼地方振興事務所 地方振興部 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	kstssss@pref.miyagi.lg.jp 【TEL 0226-24-2593】	気仙沼市，南三陸町